

水 大 第 1171 号
平成 28 年 6 月 14 日

姫路天然ガス発電株式会社
代表取締役社長 入江 俊和 様

兵庫県知事 井 戸 敏 三

姫路天然ガス発電株式会社（仮称）姫路天然ガス発電所新設計画に係る
計画段階環境配慮書に関する環境の保全の見地からの意見について

環境影響評価法第 3 条の 7 の規定により平成 28 年 4 月 13 日付けで送付のあった標記の計画段階環境配慮書について、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成 10 年 6 月 12 日 通商産業省令第 54 号）第 14 条第 3 項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見は別紙のとおりである。

なお、一般及び他の関係する行政機関からの意見についても、適切に対応されたい。

姫路天然ガス発電株式会社（仮称）姫路天然ガス発電所新設計画に係る
計画段階環境配慮書に関する意見

標記事業の計画段階環境配慮書について、環境の保全の観点から審査を行った。

本事業は、大阪ガス株式会社（以下「大阪ガス」という。）及び出光興産株式会社（以下「出光興産」という。）両社の出資により設立された姫路天然ガス発電会社が、大阪ガス姫路製造所に近接する出光興産所有の製油所跡地の敷地に、新たに出力約 180 万 kW の天然ガス火力発電所を建設する計画であり、高効率なガスタービン・コンバインドサイクル方式を採用し、環境負荷が小さい発電事業を実現するとしている。

しかしながら、本事業は大規模な火力発電所を新設するものであり、工事の実施及び施設の供用にあたって、地域環境に影響を及ぼす可能性がある。

このことから、事業計画の決定及び環境影響評価の実施にあたっては、選定した計画段階配慮事項への配慮はもとより、以下の事項について留意した上で、環境への影響を回避・低減する必要がある。

1 全体的事項

- （１） 事業計画の決定にあたっては、選定した計画段階配慮事項だけでなく、影響が懸念される騒音、水温を含む水質、温室効果ガス等の環境要素にも配慮し、計画決定過程で配慮した結果が分かるよう、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に記載すること。
- （２） 計画段階配慮事項に係る総合評価において、煙突高さの複数案について総合的に検討を行うとされているが、その検討過程や決定理由について、客観的に分かるよう方法書以降の図書に記載すること。
- （３） 環境影響評価の実施にあたっては、各環境要素に対する影響について改めて検討し、環境影響評価項目を選定するとともに、適切な調査・予測及び評価の実施及び具体的な環境保全措置の検討を行うこと。
- （４） 災害、事故による生活環境への悪影響が生じないよう災害対策等に配慮すること。

2 個別的事項

（１） 大気環境

ア 施設の供用に伴う排ガスについて、事業実施想定区域周辺は光化学オキシダント及び微小粒子状物質が環境基準を達成していないことから、これらの原因物質となる窒素酸化物の影響の最小化を図るため、最良な低 NOx 燃焼器及びばい煙処理施設を導入するとともに、近隣に住居が存在することから、気象条件による短期的な影響にも配慮して事業計画の決定を行い、これらの効果を考慮した上で環境影響評価を実施すること。

- イ 施設の供用に伴う騒音及び振動について、発生源対策に配慮し、環境影響評価の実施にあたっては、関係する地域内において地点選定等を適切に実施すること。また、低周波音についても、あわせて環境影響評価を実施すること。
- ウ 工事用資材等の搬出入に伴う車両運行について、住宅地等の通過が想定されることから、大気質、騒音及び振動の影響を低減するよう配慮すること。

(2) 水環境

- ア 復水器の冷却は冷却塔による淡水循環冷却方式を採用し、海水冷却方式とは異なり多量の温排水が発生しない予定であるが、冷却塔ブロー水の水温や水質による環境影響が懸念されることから、排水の水温管理など影響を低減するよう検討して事業計画を決定するとともに、淡水循環冷却方式の検討過程及び決定理由並びに排水の水温や水質の諸元を方法書に記載すること。
- イ 施設の供用に伴う水質について、事業実施想定区域周辺海域で COD が環境基準値を超過している地点があることから、最良な排水処理施設を導入し、その効果を考慮した上で環境影響評価を実施すること。

(3) 廃棄物等

建設工事の実施に伴い発生する廃棄物について、関係法令等を遵守し、適切な撤去工事の実施及び再生利用を含む適正処理に配慮すること。

(4) 動物・植物・生態系

- ア 事業実施想定区域周辺海域では漁船漁業や養殖業が営まれていることから、貴重な生物種だけでなく、漁獲・採捕対象生物、養殖対象種となる藻類や貝類等及びそれらの餌生物等の生息環境を含む生態系や育成環境への排水(水温を含む)の影響について、可能な限り低減するよう配慮し、適切に環境影響評価を実施すること。
- イ 事業実施想定区域の現在の状況に適応した動植物が生息・生育している可能性も高いことから、近隣で実施された調査結果等も踏まえた配慮を行うとともに、外来生物を含めた環境影響評価を実施すること。

(5) 温室効果ガス等

- ア 施設の供用に伴う二酸化炭素の排出について、発電電力量あたりの二酸化炭素排出量及び二酸化炭素総排出量を方法書に記載すること。
- イ 事業計画の決定にあたっては最良の発電技術を導入し、施設の供用に伴う二酸化炭素総排出量を最小限に低減すること。また、県内排出量の増加分に対する削減方策について発電技術以外の対策も含め定量的に明らかにし、方法書以降に記載すること。
- ウ 二酸化炭素総排出量をより低減するため、地域での具体的な削減対策も検討すること。

(6) その他

- ア 建設工事の実施に伴い、汚染土壌による環境影響が懸念される場合は、適切に環境影響評価を実施すること。
- イ 冷却塔において白煙（水蒸気）の発生が懸念されることから、この点に配慮して事業計画を決定するとともに、方法書以降の図書にその影響について記載し、必要に応じ環境影響評価を実施すること。